

＝ 被災児童生徒就学援助（平成 28 年度）のお知らせ 新規 ＝

仙台市教育委員会

仙台市では、東日本大震災により被災し、経済的な理由で就学にお困りの児童生徒の保護者の方を対象に、就学援助を実施しています。下記の理由のいずれかに該当しており、平成 28 年度に新たに援助を希望する場合は、お子さんの通学する学校への申請手続きが必要となります。お子さんの通学している各市立小・中・中等教育学校（前期課程）にご相談ください。

I 平成 28 年度に新たに被災児童生徒就学援助を受けられる方（次の①～③のいずれかに該当する方）

援助を希望する方は、就学援助申請書（第 1 号様式）を記入のうえ、次の書類を添付してお子さんの通学している学校へ申請してください。（申請書の用紙は、各市立小・中・中等教育（前期課程）学校にあります。）

該当理由	申請書に添付する書類																					
<p>① 被災が原因で主たる生計維持者が次のアまたはイのいずれかに該当したことにより、申請者（保護者）及び援助対象となる児童生徒と生計を一にする世帯員全員の平成 28 年度における年間収入が、下記の認定基準額以下となることが見込まれる方</p> <p>ア 事業主の場合 事業の本拠となる事務所、事業所または事業用資産等が、震災により全壊、半壊、流失または床上浸水の被害を受けた者</p> <p>イ 給与所得者の場合 勤務先が震災で被害を受けたことにより解雇や給与の削減等の取扱いを受けた者</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">家族数</th> <th style="width: 35%;">給与収入 (控除前の支払金額)</th> <th style="width: 50%;">自営業所得 (所得金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td style="text-align: center;">2,702,000 円</td> <td style="text-align: center;">1,710,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">3,342,000 円</td> <td style="text-align: center;">2,158,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 人</td> <td style="text-align: center;">3,900,000 円</td> <td style="text-align: center;">2,580,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">4,340,000 円</td> <td style="text-align: center;">2,932,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">5,030,000 円</td> <td style="text-align: center;">3,482,400 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">5,455,000 円</td> <td style="text-align: center;">3,821,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	家族数	給与収入 (控除前の支払金額)	自営業所得 (所得金額)	2 人	2,702,000 円	1,710,000 円	3 人	3,342,000 円	2,158,000 円	4 人	3,900,000 円	2,580,000 円	5 人	4,340,000 円	2,932,000 円	6 人	5,030,000 円	3,482,400 円	7 人	5,455,000 円	3,821,600 円	<p>〈給与所得者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先のり災証明書、または被災を原因として給与等を削減する旨の勤務先からの通知の写し ・平成 27 年分給与所得の源泉徴収票 ・最近勤務先が変わった場合は、現在の勤務先の給与明細書（直近 3 か月分）及び賞与明細書の写し <p>〈事業所得者〉</p> <p>平成 27 年分確定申告書（税務署または区役所の收受印のあるもの）の写し※被災による事業用資産の繰越損失の申告があるものに限ります。</p> <p>〈退職した方・無職の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職所得の源泉徴収票 ・雇用保険受給資格者証の写し（雇用保険受給者）※離職理由が「天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇」であることが必要です。 ・平成 28 年度（平成 27 年分）市民税県民税非課税証明書 ・年金収入（遺族年金・老齢年金・障害年金等）がある場合は、その金額が分かる書類（平成 27 年分公的年金の源泉徴収票・年金額改定通知書の写し等）
家族数	給与収入 (控除前の支払金額)	自営業所得 (所得金額)																				
2 人	2,702,000 円	1,710,000 円																				
3 人	3,342,000 円	2,158,000 円																				
4 人	3,900,000 円	2,580,000 円																				
5 人	4,340,000 円	2,932,000 円																				
6 人	5,030,000 円	3,482,400 円																				
7 人	5,455,000 円	3,821,600 円																				
<p>②申請者（保護者）本人または同居の親族が所有しかつ居住する住宅が、震災により次の被害を受けたことが原因で居住し続けることができなくなり、転居した方 (被災した自宅を修繕し転居先から戻った方や、新築又は購入により自宅を取得した方は、非該当となります。)</p> <p>ア全壊 イ半壊 ウ流失 エ床上浸水</p>	<p>①り災証明書（写し可）</p> <p>②り災した家屋が申請者（保護者）本人または同居の親族が所有する家屋であることを証する書類（固定資産税納税通知書の写し等）</p> <p>③平成 23 年 3 月 11 日時点で、援助対象児童生徒、申請者（保護者）及びり災した家屋の所有者が、当該家屋の存する住所に居住していたことを証する書類（世帯全員の住民票（除票）等）</p> <p>④援助対象となる児童生徒及び申請者（保護者）が転居したことを証する書類（転居先住居の賃貸契約書の写し等）</p>																					
<p>③申請者（保護者）本人または同居の親族が所有する住宅に居住していたが原発事故により避難してきた方で、次のいずれかに該当する方 (仙台市内に新築又は購入により自宅を取得した方は非該当となります。)</p> <p>ア 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していた方 イ 緊急時避難準備区域又は屋内退避指示が出た区域に居住しており、市町村の判断により避難した方</p>	<p>①被災証明書（写し可）</p> <p>②原発事故発生時に居住していた家屋の所有権を証する書類（当該家屋の存する市町村が発行する固定資産税課税台帳登録事項証明書等）</p> <p>③援助対象となる児童生徒、申請者（保護者）及び原発事故発生時に居住していた家屋の所有者の、原発事故発生時の住所を証する書類（世帯全員の住民票（除票）等）</p> <p>④援助対象となる児童生徒及び申請者（保護者）の現在の住所を証する書類（世帯全員の住民票、現在の住居の賃貸契約書の写し等）</p>																					

裏面もご覧ください

- ①については、認定された後、一定の期間が経過して収入状況が変化した場合には、現在の収入の状況が分かる書類を提出していただくことがあります。
- ①については、失業保険金や傷病手当金等、公的給付の他、退職金や生命保険金等の一時的収入がある場合及び資産を保有している場合は、収入額などがわかる書類の提出が必要となります。親族等からの援助状況なども審査対象となる場合があります。また持ち家を取得後1年間は原則として支給を停止します。
- ②及び③については、被災した自宅を修繕し転居先から戻った場合や、新築または購入により自宅を取得した場合は、非該当となります。平成28年度中に上記の事由が生じた場合は、その時点で認定を取り消します。
- 虚偽の申請がなされた場合は原則認定を取り消します。
- 平成28年度（平成27年分）市・県民税非課税証明書など公的機関の発行する証明書や通知書の発行時期が、申請の時期よりも後になる場合は、発行され次第、提出をお願いします。（発行元への発行時期についてのお問い合わせはできるだけご遠慮ください。）

II 手続き上の注意

- 申請書及び添付書類の提出後、追加で提出する必要がある書類がある場合は、学校からご連絡します。
- 自宅を修繕し転居先から戻った場合や新築または購入により自宅を取得した場合はすみやかに学校へご連絡ください。また、世帯の状況が変わった場合や住所（居所）を変更した場合も同じく学校へご連絡ください。
- 申請は、平成29年3月31日まで随時受け付けております。認定された場合、平成28年4月1日（就学日が平成28年4月2日以降の場合は就学月日）に遡って支給となります。

III 援助内容（金額は平成27年度の年額です。金額は変わることもあります。）

対象費目		学用品費等	新入学学用品費	学校給食費	修学旅行費	校外活動費（遠足等・宿泊）		通学費	体育実技用具費（中学校のみ）	医療費（指定疾病のみ）			
小学	1年	11,420円	20,470円	実費 （教育委員会から学校に直接支払）	交通費 宿泊費 見学料 見学料 等	交通費 見学料 宿泊費		実費	—	実費 （教育委員会から病院等に直接支払）			
	2～6年	13,650円	—										
中学・中等教育（前期課程）	1年	22,320円	23,550円					—	—		—	—	実費
	2～3年	24,550円	—										
支給予定月		10月・3月	7月	経費精算後	遠足 宿泊	10月・3月 経費精算後	10月 3月	10月 または3月					

- 修学旅行費及び校外活動費は、対象外の経費もあります。また宿泊を伴わない校外活動費（遠足等）は年間限度額（平成27年度は小1,550円 中2,240円）があります。
- 通学費は、片道の通学距離が小学校4km、中学校6km以上に該当する方のみ対象となります。指定学校以外の学校への通学、自家用車利用、区域外就学の方は対象外となります。
- 医療費の支給対象となる疾病は、次のものに限ります。

< 虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、アデノイド、結膜炎（ウイルス性に限る）、白癬、疥癬、膿痂疹、寄生虫病、トラコーマ >
 学校の定期健康診断等で上記の病気が見つかった児童生徒の保護者に対して、医療券を発行します。医療券の効力は、医療機関へ提出された日から発生しますので、就学援助認定後、医療機関受診前に必ず学校の医療券担当者へご相談ください。
 また保険診療外の治療費は支給対象外です。

※ この事業による就学援助は上記表の対象費目を支給するものであり、学校納付金を免除するものではありません。

※ 支給時期及び受領方法については、対象費目ごとに学校からお知らせいたします。

問い合わせ先

お子様の通学している学校の事務担当者
 又は仙台市教育委員会学事課奨学調整係

電話 (249) 4672

電話 (214) 8861